

除雪タイヤドーザ（8 t 級）仕様書

【2 人乗】

「反転エッジ付サイドスライドアングリングプラウ付」

令和 8 年度債務

島根県雲南市

除雪ドーザ（８ｔ級、サイドスライドアングリングプラウ付）仕様書

概 要

この仕様書は、除雪ドーザ（８ｔ級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については雲南市（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．性 能（ＪＣＭＡＳ Ｔ００７ 性能試験）

- | | |
|--|-------------|
| （１）除雪幅（アングル角３０度において） | 2.7 m 以上 |
| （２）走行速度（前進） | 30 km/h 以上 |
| （後進） | 30 km/h 以上 |
| （３）最大けん引力 | 54.0 kN 以上 |
| （４）騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、
機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて） | 85 dB(A) 以下 |

２．主要諸元

- | | |
|-----------------------|----------------------------|
| （１）全 長（除雪装置地上、ストレート時） | 7,500 mm 以下 |
| （２）全 幅（車両単体） | 2,300 mm 以下 |
| （３）全 高（黄色灯火上端まで） | 3,700 mm 以下 |
| （４）最低地上高 | 300 mm 以上 |
| （５）車両総質量 | 7,500 kg 以上 ～ 10,000 kg 未満 |
- なお、「７．付属装置及び付属品 ７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。
- | | |
|--------------------|----------|
| （６）最小回転半径（最外側車輪中心） | 5.0 m 以下 |
| （７）乗車定員 | 2 人 |

３．車 体

- | | |
|-----------|---------------------------|
| （１）機 関 | |
| 形 式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 58 kW 以上 |
| （２）動力伝達装置 | 前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする |

- | | |
|------------|---|
| (3) タイヤ | |
| 形 式 | ノーマルタイヤ |
| (4) かじ取装置 | |
| 形 式 | 車体屈折式 パワーステアリング |
| (5) 運転室 | 2 人乗り |
| 構 造 | 全鋼製密閉形 |
| 窓 | (前)熱線入り、冬用ワイパーブレード付
(後)冬用ワイパーブレード付 |
| (6) 走行安定装置 | 振動抑制装置を付加すること
左右の車輪の駆動状態に関係なく、常に同じ回転速度で
双方の車輪を回転させ続けることができる装置を付加す
ること。 |

4. 除雪装置

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| (1) 形 式 | 油圧式サイドスライドアングリングブラウ式
反転エッジ付 |
| (2) 能 力 | |
| 切刃昇降範囲(ストレート時、切刃下端) | 地下 100 mm～地上 3,000 mm 以上 |
| アングリング角度 | 左右各 30 度 以上 |
| 上昇速度(切刃下端、機関定格回転速度において) | 500 mm/s 以上 |
| 横送り長さ | 左右各 300mm 以上 |
| (3) プ ラ ウ | |
| 構 造 | 鋼板円筒曲面構造 |
| 全 幅 | (ストレート形状において) 3,120 mm 以上 |
| 全 高 | 900 mm 以上 |
| そ り | 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること |
| 切 刃 | ストレート形平形刃先(JIS D6101) |

5. 計器類

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 速度計又は機関回転計 | 一式 |
| (2) 運行記録計(45 km/h、7 日計) | 一式 |
| (2) 燃料計 | 一式 |
| (3) アワーメータ | 一式 |
| (4) 機関油圧計又は機関油圧警告灯 | 一式 |
| (5) 水温計 | 一式 |
| (6) 充電警告灯 | 一式 |

6. 照明装置類

(1) 前方作業灯		2 灯以上
(2) 後方作業灯		2 灯
(3) 黄色灯火（散光式）	全幅 1,100mm 以上	1 灯

7. 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー（後方 1 mにおいて、音圧 80dB(A) 以上）	一式
(2) カーエアコン	一式
(3) ウインドウォッシャー（電動式）	一式
(4) 床マット	一式
(5) 表示板（300 mm×570 mm以上，車体後部取付）	一式
(6) アンダーミラー（後）	一式
(7) ラジオ	一式
(8) 後退時車両直後確認装置	一式
(9) その他標準付属装置類	一式

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) タイヤチェーン（H形 S ラグチェーン）	一式
(2) 標準付属工具	一式
(3) 取扱説明書	1 部
(4) 部品表	1 部
(5) 履歴簿	1 部
(6) 性能確認書	1 部
(7) その他標準付属品	一式

8. 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。また、雲南市の文字を記載すること。

なお、文字の記載場所、塗装色及び大きさは別途指示する。

9. 保守体制の確保

乙は、雲南市長の依頼後、速やかに修理、整備を行えるよう、年間を通じ、概ね 1 時間以内に来所できる範囲内で出動体制を整えること。また、速やかに自社へ輸送して修理、整備を行える体制を有すること。

10. 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであることを、その内訳が

判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

11. 保 証

納入後 1 箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

12. その他の事項

納入機は新品でなければならない。

13. 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ) 黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和 55 年 6 月 5 日付け、建設省機発第 473 号（以降の改正分を含む）」に準じるものとする。

ロ) 黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

14. 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

15. 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行なうものとする。また、自動車重量税、自動車自賠責保険料及び自動車リサイクル費用の取扱いについては、乙が自動車重量税を代納し、自動車自賠責保険契約を締結し、自動車リサイクル費用の預託等を代行するものとする。

16. 諸費用について

納入機の諸費用（自動車重量税、自動車自賠責保険料、自動車リサイクル費用、車検登録費用及び運搬費用）は甲の負担とする。従って、入札書には諸費用、消費税等を含んだ支払い総額を記載し、提出すること。

17. 性能確認書について

納入機が本仕様書を満たしているとの確認書類で、公共の試験機関等が発行するものとする。なお、納入機そのものではなく標準的な機械の性能確認書を提出する場合は、併せて標準的な機械の性能確認書で問題ない旨の説明資料を添付するものとする。